

令和7年度「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050 県民会議」
エコタウン推進部会運営業務委託 仕様書

1 履行期間

契約締結日から令和8年3月24日まで

2 履行場所

宮城県内一円

3 業務委託の目的

宮城県（以下「県」という。）は、令和5年3月に「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050 戦略」を策定し、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減する目標を掲げている。

県では、県民、事業者及び行政が幅広く参加・連携し、この目標達成に向けて地球温暖化対策に主体的に取り組むことを目的として、令和5年11月に「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050 県民会議（以下「県民会議」という。）」を設立した。また、県民会議には、市町村及び必要に応じて民間団体との間で連携・協力体制を構築し、多様な連携の下での地域脱炭素の推進や、地域と共生した再エネ導入等によるエコタウン形成のための体制を構築する「エコタウン推進部会」を設置している。

本業務は、セミナー等を実施してエコタウン推進部会の構成員である県内市町村の地域脱炭素に関する見識を深めるとともに、セミナー等を通して構成員のコミュニケーションを図り市町村間の交流を深めることにより、地域からの脱炭素の取組を拡大し、各市町村が掲げる目標達成への道筋をつけることを目的とする。

4 業務委託の内容

(1) 部会構成員である県内市町村の要望に基づき、市町村職員を対象としたセミナー等を2回程度実施すること。

(2) セミナー等の企画・実施に当たっては、次の点に配慮するとともに、県と協議の上行うこと。

ア セミナー等の内容は、自治体の地域脱炭素の取組や住民への普及啓発などを推進するものであること。

イ セミナー等の実施に当たっては、ワークショップ形式など、参加者同士のコミュニケーションが図られるよう検討すること。

ウ 会場は、原則として県が用意するが、会場の確保が困難な場合には、オンライン会議を含め、受注者が用意すること。

エ 会議の議事録を作成し、県の確認を受けること。

(3) 業務の成果が客観的に評価できる目標指標を設定すること。

5 成果の確認

(1) 事業成果は、成果物及び業務完了報告書により確認する。

(2) 業務完了報告書の提出は次の通りとする。

ア 提出期限：令和8年3月24日

イ 提出方法：業務完了報告書及び成果物の電子データ(ファイル形式:PDF)をCD-R等に保存し提出すること。

なお、成果物の電子データについては、業務完了後に編集可能な元データについても、併せて保存し提出すること。

ウ 提出先：宮城県環境生活部環境政策課

(3) 業務完了報告書では、上記4で設定した目標指標に対する実績を記載するとともに、成果の検証を行い、課題の洗い出しや改善策の提案を実施すること。

6 その他

(1) 受託者は、受託業務を適切に遂行できるための業務運営体制を確保すること。

(2) 受注者は、各業務の実施前に計画書を作成し、発注者に協議すること。

(3) 受託者は、業務遂行に当たり、県へ月1回程度、進捗状況の報告を行うこと。また、県が必要と認めるときは、業務の実施状況について、何時でも受託者に対し報告を求めることができる。

(4) 受託者は、委託期間を通じて、県と緊密な連携、調整を図り、業務遂行が円滑に行われるよう配慮すること。また、業務に関する打ち合わせ等を実施した際は、記録簿を作成し、相互に確認すること。

(5) 本業務による成果又は成果物の著作権（二次的著作物をつくる権利及び利用する権利を含む。）は県に帰属し、受託者は県および第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。また、県は本業務の成果物を必要な範囲において随時利用できるものとする。

(6) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。

(7) 受託者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記（個人情報取扱特記事項）を遵守すること。

(8) 大規模災害の発生等により業務の遂行が困難になった場合は、代替的な対応又は中止等について県に協議すること。

(9) 仕様書に定めは無いものの、本業務を遂行する上で必然的に対応が必要となる事象が発生した場合には、受注者が責任を持って対応すること。その他、仕様書に定めが無い事象については、その都度県と受託者が協議して対応を決定するものとする。

(10) 受託者は、業務遂行に当たり、ペーパーレス化など環境配慮に努めること。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で規定された「判断の基準」に適合する物品の調達に努めること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に関する業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(善管注意義務)

第2 受託者は、個人情報が記録された記録媒体を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管し、当該個人情報の消滅、改ざん等の事故が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第4 受託者は、業務における個人情報の取扱いに関する管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により県に報告しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ県に報告しなければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に県に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第6 受託者は、県の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第7 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第8 受託者は、県の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は県の書面による承諾なしに第三者に貸与又は提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第9 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第10 受託者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第11 受託者は、業務を処理するために、県から引き渡された、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちにかつ、確実に廃棄するものとする。ただし、県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第12 受託者は、業務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第13 受託者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第14 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、県が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合以降も同様とする。

2 受託者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を県に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受託者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、県の求めに応じて、管理・監督の状況を県に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第15 県は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第16 県は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第17 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に関する帰責の有無にかかわらず、直ちに県に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、県の指示に従うものとする。

2 県は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。